

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊北海道補給処
調達会計部長 早瀬 英俊

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調達要求番号		物品番号		仕様書番号	
4MCE11A00840		4MCZ1A00011 0001					
品名 または 件名							
温風暖房機等保守点検整備役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
1.00	ST						
納地または工事場所				引渡場所			
北処							
搬入場所				納期または工期			
島松駐屯地、桜森高射教育訓練場				令和7年3月31日(月)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること
 全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
 ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊北海道補給処 調達会計部 契約課事務室

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
 入札日時場所：令和6年6月18日(火)9時30分 北海道補給処調達会計部入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- ア 予算決算及び会計令(昭和22年勅令165号)第70条の規定に該当しない者であること。
 なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ウ 全省庁統一資格において北海道地域に競争参加資格を有する者であること。
- エ 契約担当官から又は防衛省としての指名停止等の措置を受けている者でないこと。
- オ 下記の「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。

(2) 落札決定方法

- ア 総額により決定する。
- イ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 なお、同額の場合は抽選とする。

(3) 入札の無効

- ア 注意事項第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- イ 入札に関する条件に違反した入札
- ウ 入札金額が判別し難い入札書、入札者及び担当者の氏名、連絡先の記載がない入札書
- エ 入札開始時刻に遅れたもの、又は郵便入札において本公告に示す期限を過ぎて到着した入札書
- オ 電話、電報及びFAXによる入札
- カ 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があつた場合又は誓約に反する事態が生じた場合

- (4) 契約書作成の要否
落札決定後、関係法令等に基づき契約書を作成し、役務請負契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項を付する。
- (5) その他
- ア 入札書の記載要領等
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に相当する金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。）を加算したもって契約価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。
なお、落札決定は、消費税抜きの金額で決定する。
- イ 郵便入札
- (7) 郵便による入札参加を推奨（コロナウイルス感染防止のため。）
- (4) 郵便入札の要領等
- a 送付先
〒061-1393 恵庭市西島松308
陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課
- b 送付期限
令和6年6月17日（月）17時00分（必着）
- ウ 送付要領
- (7) 入札書は「件名〇〇〇〇入札書在中」と朱書きされた小封筒の中に入れて封印する。
- (4) 上記aの入札書が入った小封筒と資格決定通知書（写）を郵送用封筒に入れて書留郵便又はメール便にて送付する。
- エ 到着の確認
郵送により入札を行う者は、発送した後契約課担当者にて到着の確認を行うものとする。
- (6) 再度入札
- ア 郵便による入札者がいない場合、直ちに実施する。
- イ 郵便による入札者がいる場合
- (7) 再度入札の実施日時
令和6年6月24日（月）14時00分
- (4) 郵便入札の要領
- a 送付期限
令和6年6月24日（月）11時30分（必着）
- b その他の要領
初度の入札と同様とする。
- (7) 提出書類
- ア 資格決定通知書に関し、本年度初めて当補給処の入札に参加する者又は記載内容に変更のあった者は、当該「写」を入札開始までに提出すること。（FAX可）
- イ 代表者以外の入札者は、委任状を入札開始までに提出すること。
- ウ 契約物品の全部又は主要部品の製造、組立、改造、改修又は修理等を第三者に受け負わせようとする場合は、「下請負承認申請書」を提出する。
なお、「下請負承認申請書」には下請負者の連絡先及び担当者名を記載する。
- (8) 下請負者の確認
- ア 契約担当官は、下請負承認申請の承認に当たって、「下請負承認申請書」に記載された下請負者に電話等により確認する。確認ができなかった場合は、下請負を承認しない。
- イ 契約担当官の電話等による確認期間は、入札日前日までとする。
- (9) 入札に関する問い合わせ先
- ア 仕様書に関する事項
〒061-1393 恵庭市西島松308
陸上自衛隊北海道補給処総務部管理課補給班（担当：有吉）
電話 0123-36-8611（内線5291）
- イ 入札及び契約等に関する事項
〒061-1393 恵庭市西島松308
陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課（担当：白濱）
電話 0123-36-8611（内線5340）
FAX 0123-36-8719（直通）
- (10) 公告掲示場所
- ア 掲示板
- (7) 島松駐屯地
- (4) 恵庭、千歳、札幌各商工会議所
- イ 北海道補給処ホームページ
<http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/nadep/dep.html>
- (11) 公告掲示期間
令和6年5月17日～令和6年6月18日

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法、（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
 - ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
 - イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更生会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
 - ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の設置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

仕 様 書

- 1 役務件名: 温風暖房機等保守点検整備役務
- 2 役務場所: (1)恵庭市西島松308番地 陸上自衛隊島松駐屯地
(2)恵庭市西島松5番地 陸上自衛隊桜森高射教育訓練場
- 3 役務概要: 温風暖房機等保守点検整備(試運転・調整を含む) 一式

章	項目	内 容										
一般共通事項	1 総 則	本仕様書及び図面は、陸上自衛隊島松駐屯地「温風暖房機等保守点検整備役務」に適用する。										
	2 一般事項	(1)本役務は本仕様書及び図面によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の建築保全業務共通仕様書に基づき入念に実施する。 (2)請負業者は、温風暖房機に関する必要な知識及び役務を完全に遂行できる能力を有する。										
	3 疑 義	本仕様書及び図面に明記なき事項及び内容に疑義が生じた場合は全て監督官と協議する。										
	4 報告書等	本役務に必要な書類及び役務報告書は、監督官の指示に従い遅滞なく提出する。 なお、写真については下表によるものとし、役務書類と共に提出する。										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>規格</th> <th>撮影箇所</th> <th>焼付部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着手前</td> <td rowspan="3">サービス版以上</td> <td rowspan="3">監督官の指示による</td> <td rowspan="3">各 1 部 (写真帳等に貼付)</td> </tr> <tr> <td>役務中</td> </tr> <tr> <td>完了時</td> </tr> </tbody> </table>	分類	規格	撮影箇所	焼付部数	着手前	サービス版以上	監督官の指示による	各 1 部 (写真帳等に貼付)	役務中	完了時
	分類	規格	撮影箇所	焼付部数								
	着手前	サービス版以上	監督官の指示による	各 1 部 (写真帳等に貼付)								
役務中												
完了時												
5 現場管理	建築保全業務共通仕様書によるほか、次のとおりとする。 (1)作業中、各施設等に損傷を与えた場合は、請負業者の責任において速やかに原形に復旧する。また、第3者等に損害を与えた場合には、請負業者の責任において補償する。 (2)出入り及び危険性のある場所には、危険表示等の処置を行う。 (3)その他官側の規制等に従う。											
6 検 査	本役務による作業は全て監督官立会いのもと実施するものとし、保守点検整備完了後、検査官の検査を受けるものとする。本役務は役務報告書を含む書類の提出を以て役務完了とする。											
7 保 証	本役務終了後生じた故障・機能不良の修復については、その原因が請負業者の責に帰すべき事由によるものと認められる場合は、検査終了後1年間に限り請負業者が修復する義務を負う。											

2 1 点検等範囲

本役務における点検及び保守の範囲の対象部分、数量等は次に示す。
(1)島松駐屯地

建物番号	建物名称	暖房機タイプ	メーカー	型 式	能力 (kW)	基数
17	警衛所	真空温水ヒーター	昭和鉄工	SV 160A 3	10.79	1
36	第2装軌車工場	真空温水ヒーター	前田鉄工所	MFU 600V 25N	698	2
93	第1装軌車工場	温風暖房機	松	QF10000MH	1,160	1
94	車両検査場	温風暖房機	三菱重工	MHC1008AD	116	1
105	SSM工場	温風暖房機	三菱重工	MTP2500AC	250.6	1
		真空温水ヒーター	昭和鉄工	SK 2500AM	290	1
112	第5整備工場	真空温水ヒーター	昭和鉄工	CVM 7003A WH	814	1
		真空温水ヒーター			5	8
小 計		温風暖房機			3	

2 特 記 事 項

2 点 検 内 容

3 消 耗 品 等

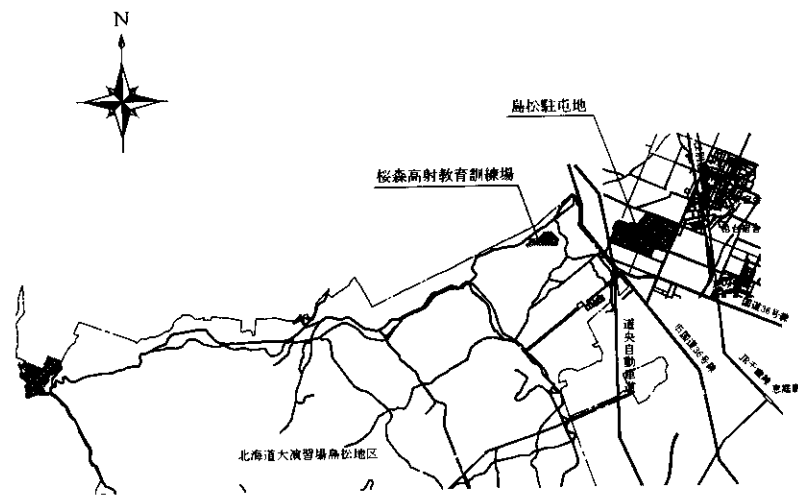
(2)桜森高射教育訓練場

建物番号	建物名称	暖房機タイプ	メーカー	型 式	能力 (kW)	基数
1	隊舎	真空温水ヒーター	前田鉄工所	RKV 160K HT5 N	185.6	1
9	整備工場	温風暖房機	三菱重工	MHC0508KD	58	1
		真空温水ヒーター			1	2
小 計		温風暖房機			1	

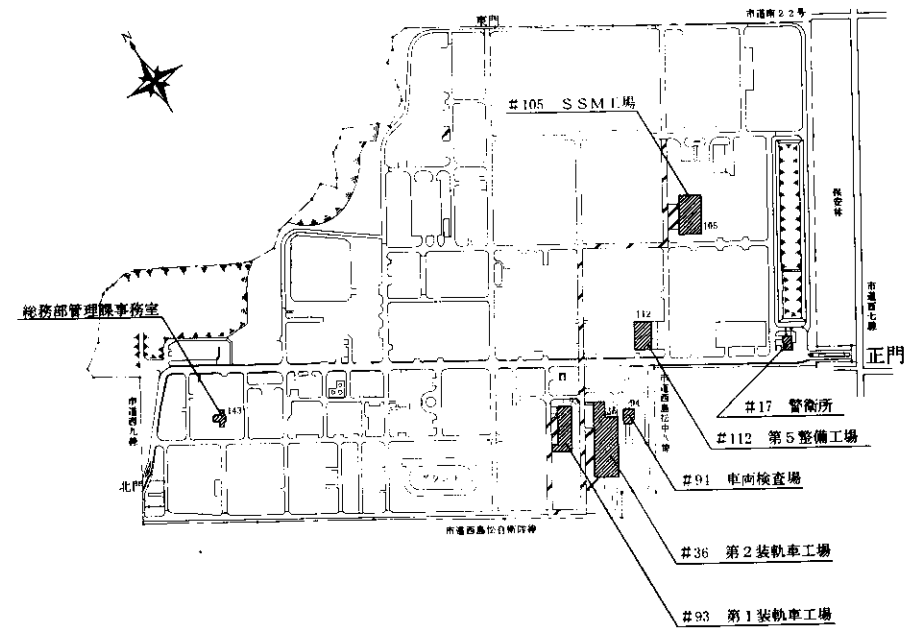
駐屯地・高射教育訓練場合計	真空温水ヒーター	基数
	6	10
	温風暖房機	

- (1)点検及び保守の範囲に対し、建築保全業務共通仕様書に該当する項目及び内容に準じた点検保守を行う。
- (2)上記点検項目以外でメーカー仕様点検が必要な場合は、それに準じて保守点検を行う。
- 本役務に必要な消耗品については請負業者が準備し、軽微な交換であれば実施するものとする。

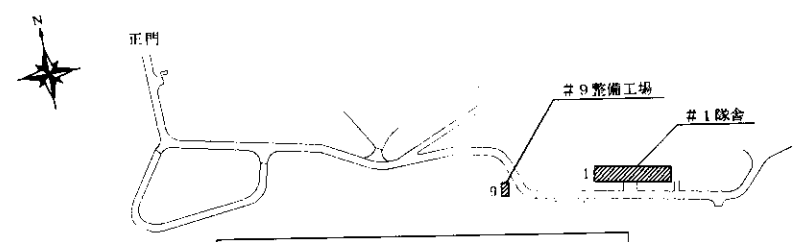
件 名	温風暖房機等保守点検整備役務				図面番号	1 / 5
種 別	仕 様 書				縮 尺	-
総務部長	管理課長	営繕班長	工事企画係長	ボイラー係長	設計者	
陸上自衛隊北海道補給処総務部管理課営繕班				令和 6 年	月	日



島松駐屯地案内図 (略図) S=1 : 20,000

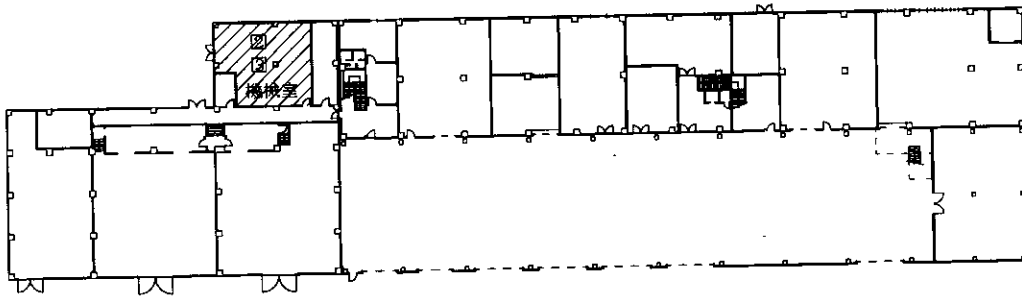


駐屯地配置図 (略図) S=1 : 8,000



桜森高射教育訓練場配置図 (略図) S=1 : 4,000

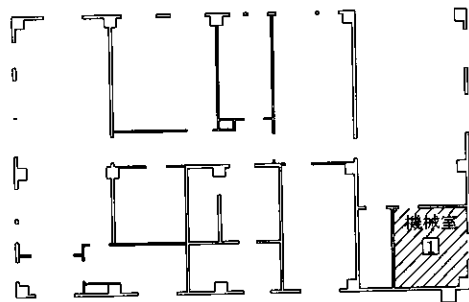
件名	温風暖房機等保守点検整備役務	図面番号	2 / 5
種別	案内図・配置図	縮尺	図示
陸上自衛隊北海道補給処総務部管理課管轄班		令和 6 年 5 月 日	



#36 第2装軌車工場平面図 S=1:600

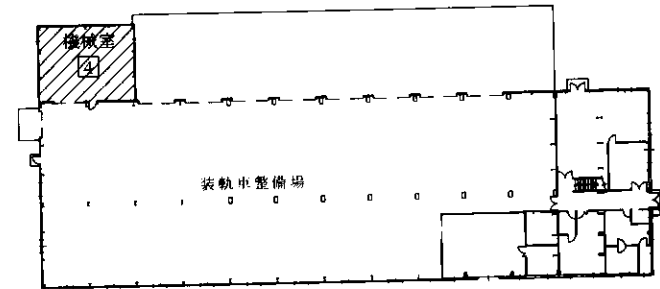
番号	室名	暖房機	メーカー	形式	基数
②	機械室	真空温水ヒーター	前田鉄工	MFU-600A-25N	1
③	機械室	真空温水ヒーター	前田鉄工	MFU-600A-25N	1
小計					2

番号	室名	暖房機	メーカー	形式	基数
①	機械室	真空温水ヒーター	昭和鉄工	SV-1604A-3	1
小計					1



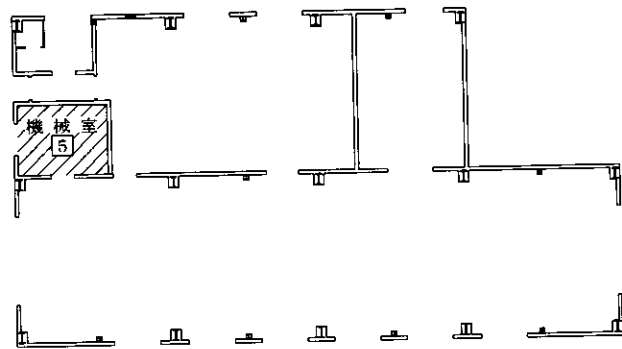
#17 警衛所平面図 S=1:250

番号	室名	暖房機	メーカー	形式	基数
④	機械室	温風暖房機	松下	QF10000AH	1
小計					1



#93 第1装軌車工場平面図 S=1:600

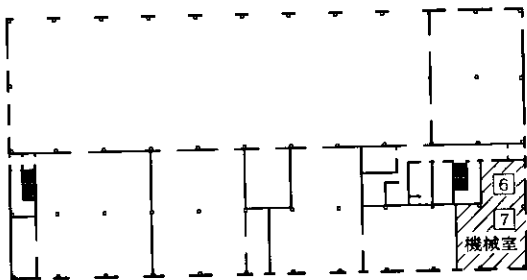
件名	温風暖房機等保守点検役務	図面番号	3/5
種別	暖房機器配置平面図	縮尺	図示
陸上自衛隊北海道補給処総務部管理課		令和 6 年 5 月 日	



#94 車両検査場平面図 S=1:600

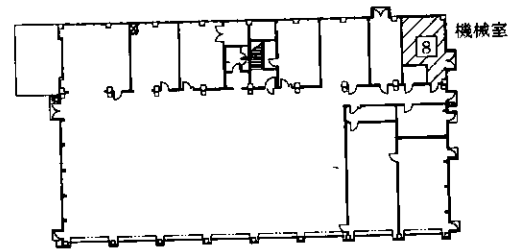
番号	室名	暖房機	メーカー	形式	基数
5	機械室	温風暖房機	三菱重工	MHU1008AD	1
小計					1

番号	室名	暖房機	メーカー	形式	基数
6	機械室	温風暖房機	三菱重工	MTP2500AC	1
7	機械室	真空温水ヒーター	昭和鉄工	SK-2500AM	1
小計					2



#105 SSM工場平面図 S=1:600

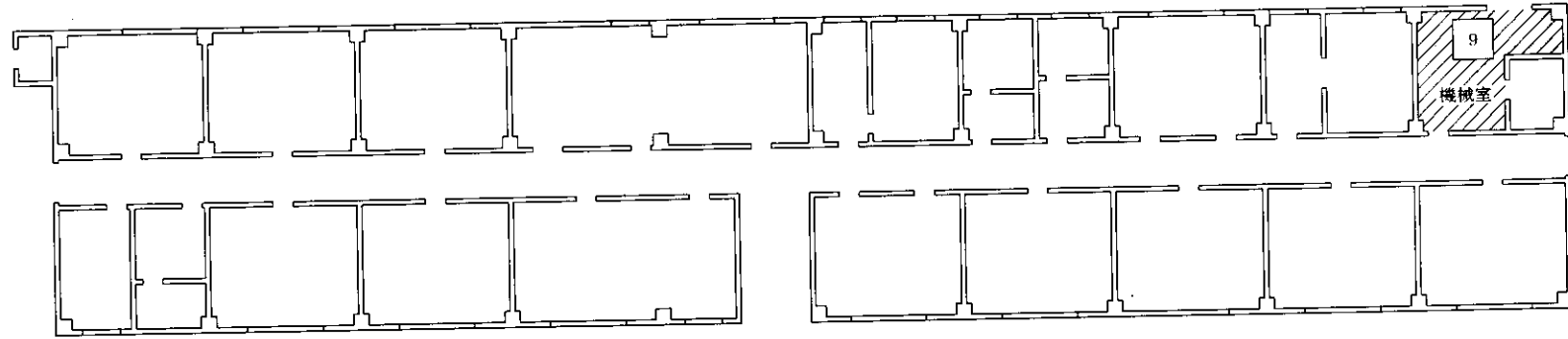
番号	室名	暖房機	メーカー	形式	基数
8	機械室	真空温水ヒーター	昭和鉄工	CVM-7003A-WH	1
小計					1



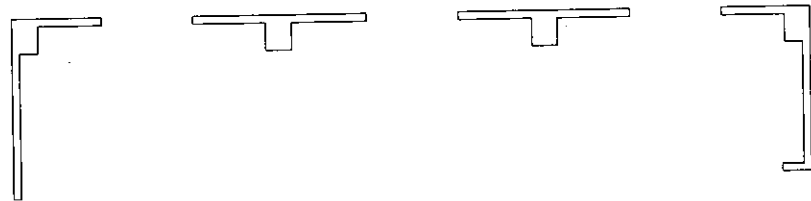
#112 第5整備工場平面図 S=1:600

件名	温風暖房機等保守点検役務	図面番号	4/5
種別	暖房機器配置平面図	縮尺	図示
陸上自衛隊北海道補給処総務部管理課		令和 6 年 5 月 日	

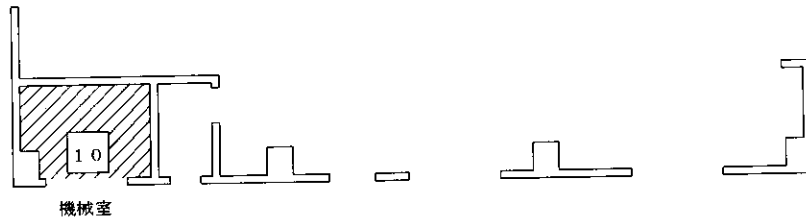
番号	室名	暖房機	メーカー	形式	基数
9	機械室	真空温水ヒーター	前田鉄工	RKV-160K-HT5-N	1
小計					1



桜森高射教育訓練場 #1 隊舎平面図 S=1:500



整備場



機械室

桜森高射教育訓練場 #9 整備工場平面図 S=1:500

番号	室名	暖房機	メーカー	形式	基数
10	機械室	温風暖房機	三菱重工	MHU050SKD	1
小計					1

件名	温風暖房機等保守点検整備役務	図面番号	5/5
種別	暖房機器配置平面図	縮尺	図示
陸上自衛隊北海道補給処総務部管理課営繕班		令和 6 年 5 月 日	